

役員等の報酬等及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人梅花福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23の規程に基づき、評議員、役員、法人と委任関係にある人の報酬等及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する旅費、手数料等の実費の経費とし、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給、算定方法)

第3条 評議員または役員が評議員会又は理事会に出席した場合、もしくは監査等の業務に従事した場合には、別表1により日額報酬及び別表2により費用弁償を必要の都度支給する。

- 2 費用弁償の額は、日額5,000円とする。ただし、交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第4条 苦情対応第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務に当たった場合は、別表1により1回分の報酬を支払う。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員、役員及び法人と委任関係にある人の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 評議員または役員が評議員会又は理事会に出席した場合の報酬は通貨をもって本人へ直接支給する。

(出張旅費)

- 第7条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程に準じて支給する。

(適用除外)

- 第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

- 第9条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2項に定める報酬等の支給の基準とし、公表するものとする。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附則

1. 本規則は平成29年4月1日から施行する。

報酬（別表1）

名 称	源泉所得税額を控除した報酬額
理事会出席報酬	5,000円
評議員会出席報酬	5,000円
監事監査報酬	50,000円

（別表2） 費用弁償

名 称	報 酬 額
理事会出席報酬	5,000円
評議員会出席報酬	5,000円